



書の名称、従事した職務の内容等を詳細に記載したもの(を含む)。)

六 教科用図書の編集を担当する者の氏名及び履歴を記載した書類

七 法人にあつてはその法人又はその法人を代表する者、人(にあつてはその者が)図書の発行に関し著しく不公正な行為をしたことのないものであることを明らかにした書類

(会社以外の者の資産の範囲)  
令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める資産の額は、現金、預金、有価証券等の流動資産の額及び土地、建物等の固定資産の額の合計額から負債の額を控除した額とする。

(会社以外の者の資産の額)  
令第十六条第一号の規定により会社以外の者について文部科学省令で定める額は、千万円とする。

(編集担当者の基準)  
令第十六条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。

2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかわらず、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が前項の数を下る数置かれていることを基準とすることができる。

附 則 (施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和四三年一月二十五日文部省令第一号)  
この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。  
附 則 (昭和五〇年一月二二日文部省令第二号)  
この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月一日文部省令第一八号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三日文部科学省令第二七号)  
この省令は、平成十二年四月一日から施行す

附 則 (平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日文部科学省令第二五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三日文部科学省令第二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年二月二五日文部科学省令第四〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日文部科学省令第二二号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十一年二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一六日文部科学省令第二九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一六日文部科学省令第二九号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十年九月十七日)から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

附 則 (平成二四年三月二三日文部科学省令第七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年四月一六日文部科学省令第二〇号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三日文部科学省令第二七号) 抄

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行す

別記様式(第八条関係)

別記様式
文部科学大臣
申請者の氏名及び住所 (法人にあつては其の商号 の表示を記入せよ)
教科用図書発行者登記申込書
備考欄に関する法律第18条第2項の規定により、必要な書類を添えて申請します。